

修学上の支援を希望する学生の皆様へ

修学上の支援を希望する場合は手続きが必要です。

大学における修学上の支援は、「合理的配慮」という考え方に基づいて実施されています。「合理的配慮」とは、障がいや疾病等の理由によって、様々な活動への参画が困難な学生に対し、大学が過重な負担にならない程度において、その障壁(バリア)となっているものを除去し、代替手段や支援を提供することによって、障がいのない学生と同等の機会を得られるようにすることをいいます。

またその内容は、学生本人が申し出た支援内容、学生本人の特性や状況、支援を提供する大学(短大)・学部等における体制を踏まえて、総合的に判断されます。

【修学支援実施までの流れ】

1.窓口に相談、配慮の申出 自分の障がいや困っていること、希望する配慮などについて、相談・申出を行います。

2.配慮内容に関する面談の実施 学生本人の配慮の申出をスタートとし、配慮に関わる関係者が面談を行います。この面談によって、具体的な配慮内容に関する方針が検討、共有されます。その後、学内の協議を経て内容が決定されます。

3.配慮の開始

決定された配慮内容は、各授業の担当教員に配慮依頼文を通じて伝達されます。それに基づいて、授業上の配慮が実施されます。ただし、具体的にどのような配慮を行うかは、授業によって異なる可能性があるため、前期・後期の授業開始後なるべく早い段階で担当教員に確認し、具体的な配慮について話し合います。

<その他注意事項>

- ・学生の個人情報、学内の協議で判断された範囲において学内外の関係者と共有します。
- ・配慮を検討する際、自身の障がいや特性等に関する根拠資料(例:診断書、障害者手帳、専門家の所見、高等学校等からの支援資料など)の提供が必要になります。
- ・申請から配慮の開始までには、数週間かかる場合があります。配慮が必要になる可能性がある場合には、早めに申し出ましょう。
- ・一度決定された配慮内容であっても、その後の大学生活の状況に応じて変更、調整が可能です。変更をご希望される場合は、窓口にご相談ください。

【窓口】鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部

学生・キャリア支援課

Tel: 059-372-3929 E-mail: gakusei@suzuka.ac.jp

健康管理センター保健室

Tel: 059-389-7104 E-mail: kenkoukanri@suzuka.ac.jp

【修学支援を希望する場合の手続き】

修学支援の申請は、年間を通じていつでも受け付けています。申請の手順は以下の通りです。

①窓口に出る

窓口に出る書類が準備してあります。実際に困っている場合、困る心配がある場合は、申し出てください。

②必要書類の準備

必要書類は、①合理的配慮申請書、②根拠資料の 2 点です。

②は窓口に出る段階で準備されているとその後の流れがスムーズです。

③担当者との面談

申請書類がそろったら、日程を調整して担当者との面談を行います。どんな支援を希望しているかを確認します。

④申請書類の作成・提出

担当者が面談の内容をもとに希望される支援内容をまとめて資料を作成し、大学に提出します。

⑤協議

希望された支援についての必要性や合理性、本学で対応可能な支援内容について所属学部で協議します。

⑥通知

申請内容の受理・不受理について、受理された場合の支援内容についてお知らせします。

⑦支援の開始・評価・更新

授業等必要な場面での支援が開始されます。セメスターごとに支援内容について評価し、更新の有無の判断、支援内容の見直しを行います。

<手続きを行うにあたっての注意事項>

・授業への参加が困難になり、単位修得も難しくなった段階で申請をされた場合に、過去にさかのぼって修学支援を行うことはできません。修学上の不安や困難を感じる場合には、できるだけ早い時期にご相談ください。

・前期の授業において、修学支援を希望する場合には、4 月中に③担当者との面談を行えるように手続きを進めましょう。

・後期の授業において修学支援を希望する場合には、10 月中に③担当者との面談を行えるように手続きを進めましょう。

・修学上の支援の継続を希望する場合には、4 月(前期)、10 月(後期)に更新の有無の判断、支援内容の見直しを行いますので、担当者と日程調整を行い面談してください。